

## 印鑑登録

### ■登録資格

- ①満15歳以上の日本人（二重国籍者を含む）で、成年被後見人でない方。
- ②日本に住所を有していない方。
- ③総領事館の管轄区域に3か月以上住所を有し、総領事館に在留届を提出されている方。
- ④日本の市区町村及び他の在外公館（日本大使館、日本総領事館、領事事務所）に印鑑登録をされていない方。

### ■登録できる印鑑

- ①一辺の長さが25mmの正方形枠内に収まるもの（ただし、一辺の長さが8mmの正方形内に収まるものを除く）。
- ②戸籍上の氏名、氏若しくは名、または氏名の一部の組み合わせを刻したものの。
- ③印影が鮮明で変形し難いもの（ゴム印は不可）。

（注）登録できる印鑑は一人1個に限られます。また、三文判は原則として認められません。

### ■申請人

本人（郵送による申請は受け付けられません。また、代理人による申請は、原則受け付けられません）。

### ■必要書類

- ①申請書（総領事館備え付け）
- ②有効な日本旅券（提示）
- ③登録する印鑑（提示）
- ④住所を証する書類（外国人登録証、公共料金の請求書、銀行のステートメント、住居賃貸契約書等）（原本提示）
- ⑤他に印鑑登録されていないことを証する書類（注）

- （注）1. 日本から直接渡航された方は、日本出国まで居住していた市区町村（前住地）の住民票の除票、または前住地から国外へ転出した旨記載された戸籍の附票。  
2. 他公館の管轄区域から転居された方で、他公館に印鑑登録実績のある方は、登録公館による受領印済の印鑑登録廃止届出書の写し。登録実績がない方は、日本出国まで居住していた市区町村（前住地）の住民票の除票、または前住地から国外へ転出した旨記載された戸籍の附票。  
3. 引き続き5年以上当館管轄地に在留している場合には、上記住民票の除票や戸籍の附票に代え、韓国出入国管理事務所発行の外国登録事実証明書でも可。

- ⑥代理人による申請の場合は、本人が直接申請することができない事情を証する書類（医師の診断書等）及び委任状

### ■登録手数料

無料

### ■その他

- ①日本に住民（印鑑）登録をされている方、他の在外公館に印鑑登録をされている方は登録することができません。
- ②印鑑登録を廃止される場合や、総領事館の管轄区域から転出される場合には、印鑑登録の抹消手続を行っていただきます。また、婚姻による改姓等により登録している印鑑を変更される場合は新たに登録手続を、住所が変わられた場合には住所変更手続を行っていただきます。

（了）